

令和 8 年 6 月からのベースアップ評価料

令和 8 年（2026 年）6 月の診療報酬改定において、ベースアップ評価料が大幅に拡充・再編されます。6 月から新たなベースアップ評価料を算定する場合には、すでに届出をしている医療機関も含め、すべての医療機関が 5 月中に届出をする必要がありますので、ご注意ください。

【主な変更点】

□ベースアップ評価料（Ⅰ）の見直し

医科： 初診 6 点→17 点（23 点） 再診 2 点→4 点（6 点）

歯科： 初診 10 点→21 点（31 点） 再診 2 点→4 点（6 点）

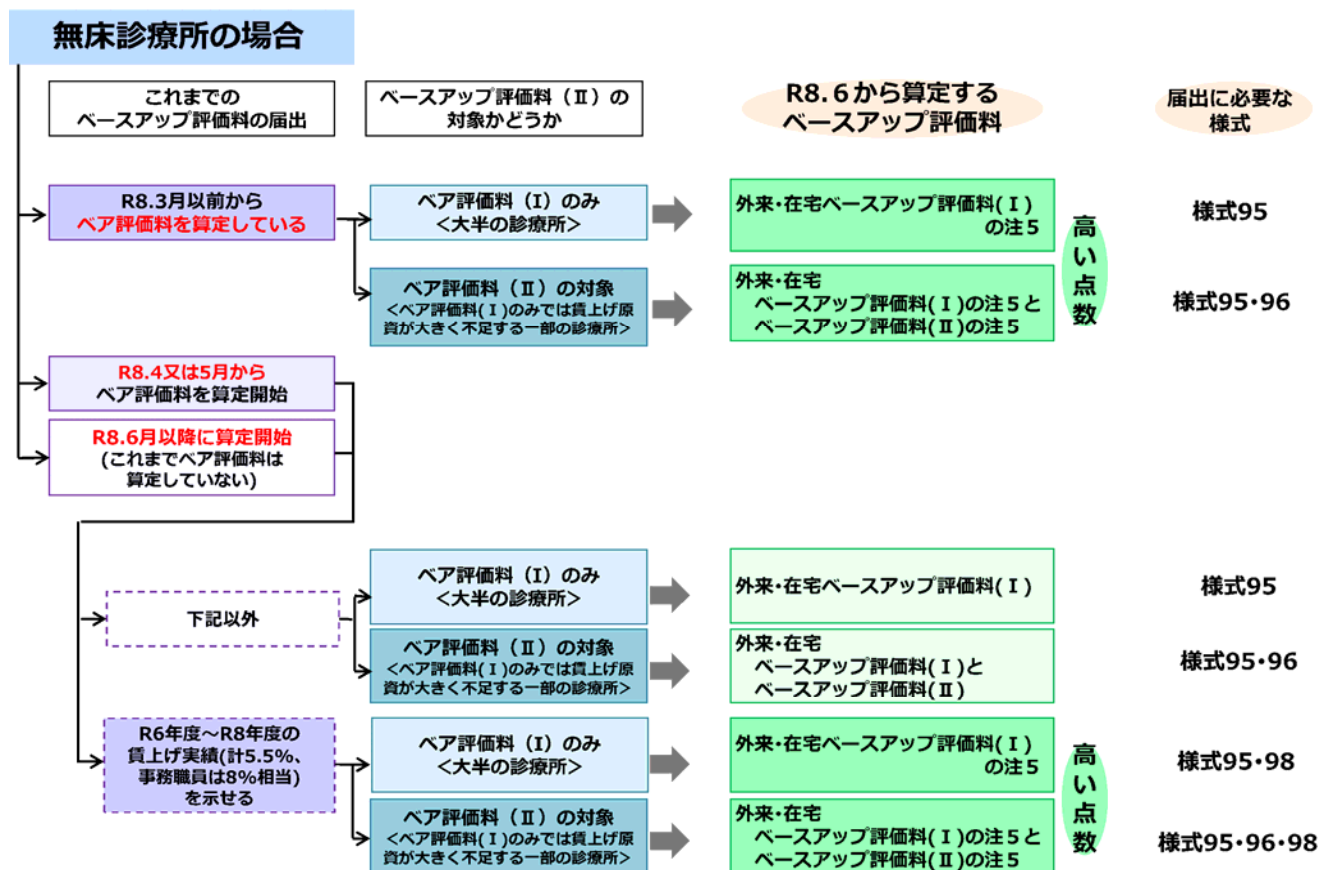
※令和 6 年 3 月時点と比較して対象職員の給与が 5.5%（事務職員は 8%）以上賃金を引き上げている場合（）内の高い点数で算定

※令和 9 年 6 月からはさらに点数が倍増になる計画

□対象職種の拡大

これまで対象外とされていた事務職員、40 歳未満の勤務医師・歯科医師、薬局の 40 歳未満の薬剤師など医療機関のほぼすべての職種が対象となります。（経営者・法人役員除く）

ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表＜令和 8 年度版＞



出典：厚生労働省ホームページ

歯科会計®

令和 8 年 6 月からのベースアップ評価料

1. ベースアップ評価料は算定した方がいいのか

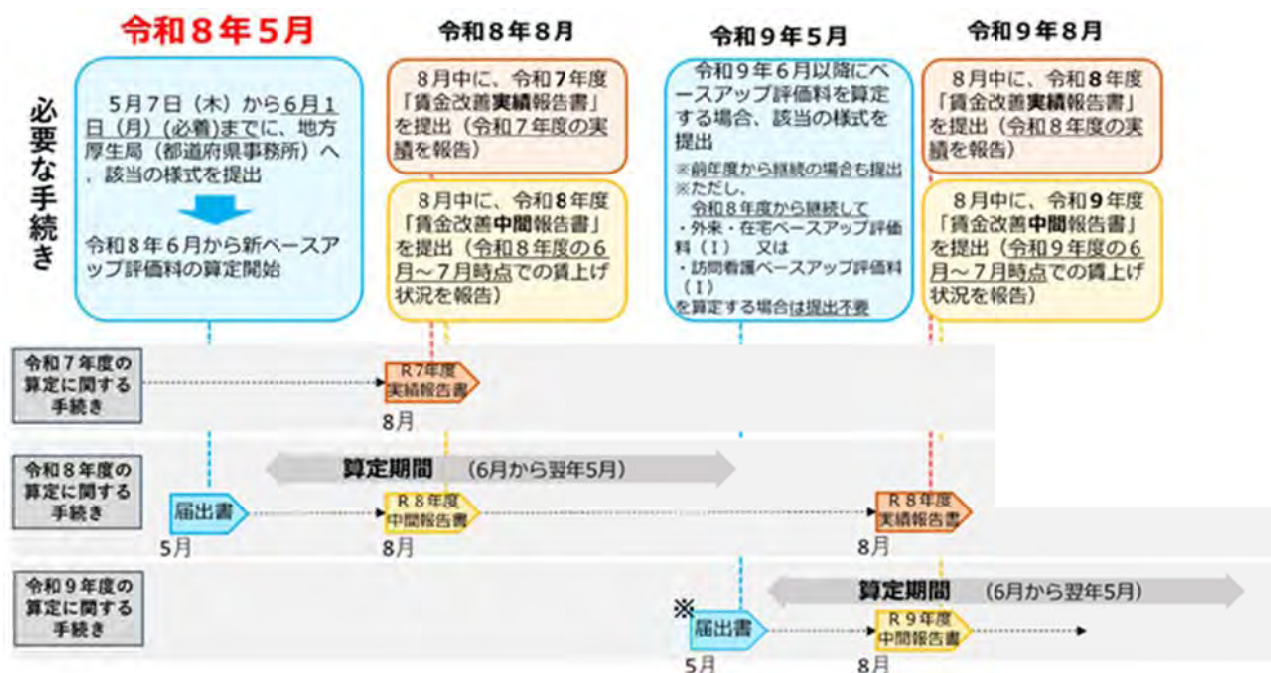
引き続きベースアップ評価料についてまとめます。歯科診療所の場合、ベースアップ評価料の届出割合はそれほど多くなく、2割程度に留まっていた。その理由としては、手続きが煩雑ということと、制度が無くなった時にそれまでのベースアップ分として支給していた給与を取りやめることが難しいと考えられていることがありました。

しかし、令和 8 年 6 月の診療報酬改定で、これまでの 2 倍の点数が算定でき、さらに令和 9 年度ではさらに点数が引きあがる予定であることから、今後は、積極的にこの制度を利用し、従業員の方の賃金アップをされた方が良いと思われます。

2. 必要な手続き

これまでにベースアップ評価料を届け出ていても、改めて令和 8 年 5 月中に届出が必要です。

その後 8 月に「賃金改善中間報告書」を、令和 9 年 8 月分「賃金改善実績報告書」を提出します。



出典：厚生労働省ホームページ

2026 年歯科経営セミナー申込受付中！

日時：令和 8 年 6 月 21 日(日) 13:30~16:30

場所：ステーションコンファレンス東京

内容：第一部 2026 年歯科経営のポイント

第二部 歯科医院 M&A における実例紹介 ～譲渡オーナーと M&A アドバイザーによる対談～
医療法人かしま歯科医院 理事長 鹿島 健司 先生
株式会社ストライク ヘルスケアアドバイザリー部 浅見 雄人 氏

資産承継

相続登記後に増える不動産会社からの営業

相続発生後に不動産の相続登記を実施すると、間もなくいろいろな不動産会社から営業の電話や郵便物が届くようになる事象が世の中で散見されています。

相続が終わったばかりでそのような通知を受けた方からすると、情報漏洩がどこからかあるのではと不安に思われるかたも多数いらっしゃいます。

今回はどのような経緯で不動産会社が情報を入手しているのか、またそのような営業行為への情報の利用に対する歯止の状況に関して解説します。

<法務局での不動産登記受付表>

まず不動産の相続登記をしたからといって、相続登記をしたかたの一覧が公表されているわけではありません。

ただし、登記された物件と理由が記載された不動産登記受付表というものが法務局に存在しています。受付表には不動産の所在地情報、登記原因（相続・売買・贈与等）が記載されており、この不動産登記受付表は、開示請求をすれば誰でも閲覧可能となっているのです。不動産の所在地が分かれば登記簿謄本を取得することにより、所有者の名前や住所が把握されてしまうことになります。

<名簿業者の存在>

上記の不動産登記受付表を入手し、該当の登記簿謄本を取得することで情報をまとめ、相続不動産情報を一覧にした名簿を作成する業者が存在すると言われています。

そしてこの名簿業者が作成した名簿を不動産会社が購入し、チラシの発送等の営業に利用しているということです。

これが相続登記をすると不動産会社からの営業が多数くる原因となっています。

<不動産登記受付表の一部情報の非開示>

不動産登記受付表の開示請求により、合法的に情報の取得がなされているのですが、行き過ぎた営業利用が認められ、個人情報保護の観点からも問題視されてきました。

そのような状況を踏まえて、法務省においても規則の改正が行われ、2026年10月から不動産登記受付表における一部の情報が非開示となることになりました。

これにより営業目的の情報取得が事実上不可能になる見込みです。その結果、相続登記後の営業電話や営業チラシはほとんどなくなるのではと期待されています。